

IATA Dangerous Goods Regulations 第66版（2025年）主な変更点

本資料は、弊社危険物訓練受講者の学習目的のため、IATA Dangerous Goods Regulations（以下、DGR）第66版の主な変更点旨をまとめたものです。実際の航空危険物取り扱いにおいては、必ず最新のDGRを参照してください。

Introduction : 導入	
General Philosophy（一般理念）	対象コース
<p>CBTA（Competency-Based Training and Assessment）やリスクマネジメントなど、安全へのアプローチを反映して記載内容が一新された。</p> <p><要旨></p> <p>危険物は、以下の原則が適用される限り、安全に航空輸送できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物の輸送中における損傷や人身被害のリスクを排除、または最小限に抑えるため、ハザード特定とリスク評価を統合すること。 無申告危険物や誤申告危険物の輸送を防ぐため、運航者および業務委託先による積極的な対応。 危険物を取り扱う際に従業員、乗客、および作業員への危害を抑えるための運航者による業務プロセス。 予期せぬ事態や危険事象への備え。 不満足な結果の再発を防ぐことを目的とした、効果的な危険物事故報告制度と堅牢で健全な報告文化の浸透。 事象調査への協力的なアプローチ、および世界的な安全に関する改善を検討して実行できる利害関係者との関係。 <p>危険物として申告された貨物として準備、検査、取り扱われる場合、危険物に関連する事故が発生する可能性は低いということを認識することが重要である。</p> <p>梱包の表示や関連書類に軽微な不備があっても、それが即座に安全でない輸送につながるわけではない。</p> <p>航空による貨物および危険物の輸送チェーンに携わるすべての人は、安全なサプライチェーンを維持するために、各自の役割を果たす責任がある。</p> <p>教育訓練は、安全輸送のために欠くことのできない重要な要素である。危険物の取り扱いに関わる担当者は、職務内容に応じた教育訓練の受講が必須である。</p> <p>全ての教育訓練において、特に無申告・誤申告危険物の認識と発見に関する内容が重視されたべきである。</p>	全コース

Section 1 : 適用		
Application of these Regulations (本規則の適用)		対象コース
1.2.7	適用除外 (Exceptions) 1.2.7.1 規則の適用が除外となる対象品目に「リチウムイオン電池またはリチウム金属電池を使用するデータ・ロガー (data loggers) や貨物追跡装置 (cargo tracking devices)」が追加された。ただし適用除外となるのは貨物輸送中に使用される場合に限定される。 ※ データ・ロガーや貨物追跡装置の航空輸送に際しては、DGR に規定される規則の他に、機器から発射される電波の制限を守る必要がある。利用する航空会社に事前確認することが望ましい。	全コース
Shipper's Responsibility (荷主の責任)		
1.3.4	1.3.4.1 荷主による書類の保管について、国の当局の求めに応じて提示可能でなければならないことが追記された。	7.1
Training Requirements (教育訓練要件)		
1.5.1.4.2	教育訓練・評価の記録について、教育訓練・評価を実施した組織の「住所」の記載が必須ではなくなり、組織を識別するための名前およびその他の情報（登録された住所等）を記載するとの要件に変更となった。	全コース

Section 2 : 制限		
Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew (旅客・乗員が携行する危険物)		対象コース
2.3.2.4	リチウム電池を装備した車椅子・移動補助機器 リチウム電池が車椅子等に組み込まれた状態で輸送する場合は、ワット時定格量 (Watt/hour) の制限がないことが追記された。	7.5
2.3.5.8	電池を組み込んだ携帯電子機器 (PED) と予備電池 電源を完全にオフにしなくてもよいリチウム電池の制限 (リチウム金属含有量 0.3g、ワット時定格量 2.7Wh) が「機器あたりの制限」であることが追記された。	7.5
2.3.5.11	少量の引火性液体と共に梱包された非病原性の標本 標本に含まれる液体について、少量の「引火性液体」から、「アルコール、アルコール溶液、またはホルムアルデヒド溶液」との表現に変更された。	7.5
Dangerous Goods in Operator's Property (運航者の所有する危険物)		
2.5.2.2	航空機用の補給部品 (Aircraft Spars) を専用のコンテナを使用して輸送する場合、収納する品目に対して指定された容器要件に合致したものであればよく、その他の規則の適用が求められなくなった。	7.1
State Variations (政府例外規定)		
2.8.1.3	チリ (CLG) の例外規定が新規追加された。 CLG-02 チリ向けの危険物の国際輸送においては、スペイン語の安全データシート (SDS) が輸送に伴っていなければならない。	7.1/7.3

Section 3 : 分類		
General Principle		
3.0.1.5	荷主による危険物の分類が行われた場合、関係当局の求めに応じて分類に用いた関係書類を輸送から3か月間は提示できるようにしておかなければならないことが追加され、関係書類の例が備考に記載された。	7.1
Class 1 - Explosives (爆発物)		
3.1.6	爆発物の用語 爆発物の説明に使用されている用語の定義が、Appendix A (Glossary) から 3.1.1.2 に移動となった。記載内容には変更なし。	7.1
Class 3 - Flammable Liquids (引火性液体)		
3.3.1	定義 3.3.1.6 液体の鈍感化火薬に、新たに UN3555 Trifluoromethyltetrazole sodium salt in acetone が追加された。	7.1
Class 4 – Flammable Solids, etc. (可燃性固体等)		
3.4.1.1	可燃性固体 3.4.1.1.1.3 「金属粉末」の定義として「金属あるいは金属合金の粉末」であることが記載された。	7.1
Class 6 – Toxic and Infectious Substances (毒物および病原性物質)		
3.6.2.2.2.1	病原性物質 Table 3.6.D UN2814 Infectious substances affecting humans の例の内、「サル痘ウイルス (Monkeypox Virus) 」について、培養液 (Cultures) のみであることが追記された。	7.1
Class 9 – Miscellaneous Dangerous Goods (その他の危険物)		
3.9.2.5.5	遺伝子組み換え微生物 (GMMOs) または遺伝子組み換え生物 (GMOs) 3.9.2.5.5 従来は Covid-19 (新型コロナウイルス) ワクチンのみ規則の適用が免除されていたが、対象が「臨床試験用のものを含め、投与される状態に包装されたワクチンのような医薬品」に拡大された。	7.1
3.9.2.6	リチウム電池 リチウム電池の製造業者や販売業者が国連テストのサマリーを「利用可能」にすることを説明として、「荷主やその他の輸送関係者がコンプライアンスを確認するために参照出来る状態にすること」である旨が追加された。	7.1
3.9.2.7	ナトリウム電池 新たにナトリウムイオン電池 (Sodium Ion batteries) の分類が追加となり、以下の UN 番号、プロパー・ SHIPPING ・ネームが割り当てられた。	7.1/7.3

	UN 3551 Sodium ion batteries UN 3552 Sodium ion batteries contained in equipment UN 3552 Sodium ion batteries packed with equipment	
3.9.2.11	Life-Saving Appliances 対象品目に UN3559 Fire suppressant dispersing devices が追加された。	7.1
3.9.2.13	他の分類の定義に合致しない物質・物品 現在は UN3171 Battery-powered equipment または Battery-powered vehicle を割り当てていた品目のうち、以下の電気自動車関連の品目に対して新たに UN 番号、プロパー・ SHIPPING・ネームが割り当てられた。 UN 3556 Vehicle, lithium ion battery powered UN 3557 Vehicle, lithium metal battery powered UN 3558 Vehicle, sodium ion battery powered 適用となるパッキング・インストラクションは全て UN3171 と同じ PI952 となる。 ※ 2025 年 3 月 31 日まではリチウム電池で駆動する乗り物を UN3171 と識別してもよい。(8.1.6.9.1 参照)	7.1
3.12.2	危険物を含むその他の物品 当該項目が適用される物品が「試作品のリチウム電池を含み試験のために輸送する場合」、または「100 個以下の少量生産の電池を含む場合」は Special Provision A88 の要件に合致しなければならないことが追加された。	7.1

Section 4 : 識別		
List of Dangerous Goods		
4.2	<p>List of Dangerous Goods</p> <p>Section 3:分類の項に記載した新たな物質・物品を含むリストの追加・変更があった。</p> <p>ID8001 Disilane に UN3553 が割り当てられ、区分も 4.2 から 2.1 へ変更となった。</p>	7.1/7.3
4.4	<p>Special Provision</p> <p>ナトリウムイオン電池 (Sodium ion battery) の新設に伴い、リチウム電池に関する Special Provision (A88/A99/A146/A154/A185/A201/A214/A228/A231/A331/A334) において記載内容の変更があった。</p> <p>A107 UN3363 Dangerous goods in apparatus, Dangerous goods in articles, または Dangerous goods in machinery に適用となる Special Provision。5kg/5L 以下の固体または液体の環境有害物質を同時に含んでいる場合、環境有害物質は危険物の輸送書類に記載してはならないことが追記された。また、当該物品に含まれているものが 5kg/5L 以下の環境有害物質のみである場合は規則の適用を受けないことが追記された。</p> <p>A123 危険物リストに記載のないドライバッテリー (アルカリマンガン、ニッケルカドミウム等) に適用となる Special Provision。RFID、腕時計、温度記録装置のように危険な熱を発生しない装置に使用する場合は作動させた状態での輸送が可能なが追記された。</p> <p>A199 UN3496 Batteries, nickel-metal hydride に適用される Special Provision。RFID、腕時計、温度記録装置のように危険な熱を発生しない装置に使用する場合は作動させた状態での輸送が可能なが追記された。</p>	7.1/7.3

Section 5 : パッキング		
Different Dangerous Goods Packed in One Outer Packaging		
5.0.2.11	<p>All Packed In One (Q 値計算)</p> <p>(g) Q 値計算で使用する分母の数字（危険物リストに規定された外装容器あたりの最大正味量）について、ひとつでも旅客機用のパッキング・インストラクションを適用する危険物が含まれている場合は、その他の危険物についても旅客機用のパッキング・インストラクションで揃えなければならないことが追記された。</p>	7.1/7.3
Packing Instruction		
5.9	<p>リチウムイオン電池、リチウム金属電池のパッキング・インストラクションに以下の変更があった。</p> <p>(1) リチウムイオン電池の充電率（SOC : State of Charge）の設定 PI966（機器同梱）および PI967（機器組み込み）についても充電率 30%の制限が設定された。2025 年 12 月 31 日までは推奨事項、2026 年 1 月 1 日より必須要件。</p> <p>(2) 積み重ね試験要件の設定 リチウムイオン電池 PI966（機器同梱） Section II、PI967（機器組み込み） Section I および II、リチウム金属電池 PI969（機器同梱） Section II、PI970（機器同梱） Section I および II に、24 時間 3 メートルの積み重ね試験要件が追加となった。</p>	7.1
5.9	<p>ナトリウムイオン電池に関する以下のパッキング・インストラクションが新規設定された。</p> <p>PI976 UN 3551 Sodium ion batteries（電池単体） PI977 UN 3552 Sodium ion batteries packed with equipment（機器同梱） PI978 UN 3552 Sodium ion batteries contained in equipment（機器組み込み）</p> <p>PI977（機器同梱）および PI978（機器組み込み）は、ワット時定格量がセルで 20Wh またはバッテリーで 100Wh を超えるものは Section I、超えないものは Section II に分類される。PI976（電池単体）については Section 分けの基準はない。</p>	7.1/7.3

Section 6 : 容器の規格と性能試験		
UN 規格容器マーキング		
6.0.4.1	適用 UN 容器規格マークの一般要件として、「取り外せない場所に施す (on a non-removable component)」との要件が追加となった。 ただし、本規則については 2026 年 12 月 31 日まで 2 年間の猶予期間が設けられた。	7.1/7.3

Section 7 : マーキングとラベリング			
マーキング			
7.1.5.5	リチウム電池・ナトリウムイオン電池 Section IB および Section II に該当するリチウム電池およびナトリウムイオン電池に求められる右のマークの名称が「Battery Mark (電池マーク)」に変更となった。		7.1/7.3
ラベリング			
7.3.18.2	第 9 分類 - リチウム電池またはナトリウムイオン電池 右のラベルの名称が「リチウム電池またはナトリウム電池」に変更となった。		7.1/7.3

Section 8 : 書類		
危険物申告書 (DGD)		
8.1.6.9.1	危険物申告書の作成要領 リチウム電池またはナトリウムイオン電池で駆動する乗り物は 2025 年 3 月 31 日までは引き続き UN3171 として申告することが認められているが、UN3171 を使用する場合はマークやラベルも危険物申告書の情報と一致しなければならない。(3.9.2.13 参照)	7.1/7.3
Section 9 : 取り扱い		
危険物の受託		
9.1.3.1	受託チェックリスト 運航者、およびハンドリング会社は運航者の承認を得たうえで、DGR および各社の要件を反映した独自の受託チェックリストを使用してよい旨が追記となった。独自のチェックリストにはソフトウェアベースのものも含む。	7.3
9.1.3.3	適用となる受託手順のサマリー (Table 9.1.A) ナトリウムイオン電池 (PI978 Section II) が表に追加された。航空貨物運送状への記載、バッテリマークが求められる。	7.3
Loading (搭載)		
9.3.2.1.3	Table 9.3.A 危険物の隔離により隔離となる Class 9 の危険物に、UN3480 リチウムイオン電池 (電池単体、Section I・II) と UN3090 リチウム金属電池 (電池単体、Section I・II) に加えて、UN3551 ナトリウムイオン電池 (電池単体) が追加された。	7.3/7.4 7.6/7.8
機長通知 (NOTOC)		
Table 9.5.A	NOTOC による機長通知が不要な危険物に、以下の 2 種類の危険物が追加された。 UN3552 機器組み込みのナトリウムイオン電池 Sodium ion batteries contained in equipment Section II of PI978 UN2552 機器同梱のナトリウムイオン電池 Sodium ion batteries packed with equipment Section II of PI977	7.6/7.8

Section 10 : 放射性物質		
マーキング		
10.7.1.4.4	Section 7 (マークとラベル) 7.1.7.1.1 に規定されていた、一般危険物のオーバーパックへのドライアイスの合計正味量のマーキング要件が、放射性物質のオーバーパックにも適用となることが追加された。	7.1/7.3
危険物申告書 (DGD)		
10.8.3.9.3	Step 9 (c) カテゴリ-II-Yellow およびカテゴリ-III-Yellow の各輸送物、オーバーパック、または貨物コンテナの寸法の記載について、長さ x 幅 (ドラム型パッケージの場合は直径) x 高さの順序とは異なる順序で記載する場合、L、W(または D)、H の文字を表示することが必須となった。	7.1/7.3

Appendices : 付録		
Appendix C		
C.2	有機過酸化物 (Division 5.2 Organic Peroxide) 有機過酸化物のリストに追加・変更があった。	7.1/7.3

本資料の正確性については万全を期しておりますが、利用者が本資料を用いて行う一切の行為について、当社は何ら責任を負うものではありませんのでご了承ください。

本資料に関するお問い合わせはこちらまで。 E-mail cbta.ncaj@nca.aero (NCA Japan 株式会社)